

# 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 211 回国会提出)



地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 目次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
(1) 法人住民税	5
(2) 個人事業税	6
(3) 法人事業税	7
(4) 不動産取得税	10
(5) ゴルフ場利用税	16
(6) 軽油引取税	17
(7) 自動車税	18
(8) 鉱区税	19
(9) 狩猟税	20
(10) 固定資産税	21
(11) 軽自動車税	36
(12) 事業所税	37
(13) 都市計画税	41
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況	46
(1) 単体法人	47
(2) 連結法人	57

## <注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載



## はじめに

この報告書は、令和3年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

令和3年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
（「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調」、「自動車税（種別割）のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第389条第1項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第757条第3号に規定する適用額を集計したもの  
（「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」）
- ・ 法第422条の規定による概要調書に記載された事項  
（「固定資産の価格等の概要調書」）
- ・ 法第743条第3項の規定による概要調書に記載された事項  
（「大規模の償却資産に関する概要調書」）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果  
（「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）第6条第1項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。





## 地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

### ○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

令和3年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は243であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税目	種類	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
法人住民税	税額	1	5億円	1	5億円	1	36億円
個人事業税	課税標準 (所得)	1	11,964億円	1	11,726億円	1	10,560億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)	1	9,756億円	1	5,285億円	1	4,836億円
	課税標準 (資本金等の額)	9	16,696億円	9	16,698億円	9	16,655億円
	課税標準 (所得)	1	5,377億円	1	4,744億円	1	7,095億円
	課税標準 (収入金額)	6	18,382億円	7	17,351億円	7	44,715億円
	税額	3	28億円	3	30億円	3	66億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	28	77,605億円	28	72,716億円	30	79,462億円
	税額	12	892億円	12	833億円	12	883億円
ゴルフ場利用税	税額			1	0.0億円	1	0.0億円
軽油引取税	税額	3	866億円	3	776億円	3	779億円

税目	種類	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
自動車税	課税標準 (自動車の取得価額)	2	939億円	2	1,738億円	2	1,075億円
	税額	6	560億円	6	733億円	7	735億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.5億円	1	0.5億円
狩猟税	税額	5	8億円	5	8億円	5	9億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	74	68,569億円	79	67,887億円	81	63,170億円
	税額	13	1,370億円	13	1,399億円	13	1,331億円
軽自動車税	税額	4	53億円	4	107億円	4	81億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	26	4,805万㎡ [288億円](注2)	26	4,943万㎡ [297億円](注2)	26	5,343万㎡ [321億円](注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(11) (注3)	6,153億円	(11) (注3)	6,013億円	(11) (注3)	5,646億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	32	4,997億円	34	5,487億円	34	5,637億円
	税額	1	0.0億円	1	0.0億円	1	0.0億円

- (注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。  
ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。  
また、税負担を増加させる措置又は特例については、適用額の総額に含まない。
- (注2) [ ] 内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。
- (注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の243には含まない。

## 税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

## 1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

### [備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも令和4年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、令和4年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

(1) 法人住民税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附	8条の2	2	地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その40%を法人税割額から控除する。	R7. 3. 31	税額	492,581	511,215	3,633,666

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

(2) 個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
72条の49の12	1		社会保険診療報酬の収入・経費不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、社会保険診療に係る経費は必要経費に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,196,415,714	1,172,556,699	1,056,023,224

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
72条の23	2		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	537,710,483 (注)	474,440,456 (注)	709,497,984
72条の24の7	6	十	医療法人に係る税率の特例措置	所得のうち年400万円を超える金額については4.9%の軽減税率を適用する。	なし	税額	2,490,944 (注)	2,612,056 (注)	3,678,742
附9条	1		JR北海道・四国に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	195,206,116	195,206,116	195,206,116
附9条	2		承継銀行等に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	3		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	R5. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,480,679	27,480,679
附9条	4		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその5/6を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	1,140,225,467	1,140,225,467	1,140,225,467
附9条	5		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	6		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額からその2/3を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	7		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	課税標準の算定について、資本金等の額に総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を、資本金等の額から控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	88,462,513	88,634,099	88,510,156
附9条	8		電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税の対象となる他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (収入金額)	1,497,683,937	1,421,746,482 (注)	3,636,454,942

(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 9 条	9		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	6,140,219	4,405,552	4,432,833
附 9 条	10		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金額課税の対象となる他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (収入金額)	32,562,013	37,937,917	43,251,285
附 9 条	11		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額 (20億円) とする。	R6. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	11,103,800	11,103,800	6,965,360
附 9 条	13 ~ 17		給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の特例措置	法人税における給与等の支給額が増加した場合の税額控除と同様の要件を満たす法人について、控除対象新規雇用者給与等支給額を、課税標準である付加価値額から控除する。  【令和4年度改正】 国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を、課税標準である付加価値額から控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (付加価値額)	975,637,451	528,452,407	483,605,329
附 9 条	18		民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置	課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額 (20億円) とする。  【令和4年度改正】 事業年度の区分に応じ次に掲げる金額を課税標準である資本金等の額からそれぞれ控除する。 (1)令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に17/20を乗じて得た金額 (2)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に4/5を乗じて得た金額 (3)令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に7/10を乗じて得た金額 (4)令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に3/5を乗じて得た金額 (5)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 資本金等の額に1/2を乗じて得た金額	R9. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	18,000,000	18,000,000	18,000,000



(3) 法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 9 条	19		廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置	小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額として交付を受ける金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R9. 3. 31	課税標準 (収入金額)	140, 871, 247	123, 315, 762	134, 576, 928
附 9 条	20		(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	電気供給業を行う法人について、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (収入金額)	160, 961, 713	60, 019, 790	480, 410, 411
附 9 条	21		電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	分社化に伴いグループ会社となった電気事業者について、当該電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (収入金額)	0	87, 650, 220	151, 336, 354
附 9 条	22		公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の特例措置	一般送配電事業者について、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭等に相当する金額を、課税標準である収入金額から控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (収入金額)		0	21, 054, 787
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.7%に引き上げる。	なし	税額	6, 248	12, 423	69, 036
附 9 条の 2 の 2			地方創生応援税制	法人税について青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対し認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その20%を税額から控除する。	R7. 3. 31	税額	298, 673	349, 372	2, 956, 250

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準(所得)」、「課税標準(収入金額)」とある特例措置については、特別法人事業税及び地方法人特別税にも影響は生じている(地方創生応援税制を除く。)が、この集計表には反映していない。

(注) 修正報告を反映。

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
73条の14	5		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取付した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	91,561	79,032	87,275
73条の14	6		収用等に伴い代替不動産を取付した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	10,586,527	11,125,618	12,627,083
73条の14	7		市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の一部等を取付した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	670,593	1,221,273	2,820,083
73条の14	8		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取付した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	265,323	493,936	119,344
73条の14	9		農業振興地域内にある土地を交換分合により取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から交換分合により失った土地の価格に相当する額(農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか多い額)を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	7,288	7,412	10,108
73条の14	10		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取付した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	413,339	4,636	19,221
73条の14	11		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	793	10,218	11,232
73条の14	12		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
73条の14	13		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	6,375	0
73条の14	14		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
73条の27の3	1		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	20,640	49,607	126,612
73条の27の4	1		譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	2年以内に移転したときは、譲渡担保権者の納税義務を免除する。	なし	税額	148,855	62,740	203,713
73条の27の5	1		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	建築工事の完了の公告があった日の翌日に、建築施設の部分等を譲受け予定者等が取得したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	0	0	0
73条の27の6	1		農地中間管理機構が農地売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	5年以内に事業の実施により売渡等したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	34,486	43,285	44,723
73条の27の7	1		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、納税義務を免除する。	なし	税額	0	1,350	0
附10条の2	1		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	最初の使用又は譲渡が行われない場合に、新築住宅の取得があったものとみなして課税する時期を新築の日から1年を経過した日とする。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	113,914,512	110,585,123	118,153,991

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 10 条 の 2	2		新築住宅用の土地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	土地の取得から住宅の新築までの期間を3年(当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年)以内とする。	R6. 3. 31	税額	6,912,697	6,895,009	6,809,778
附 11 条	1		農用地利用集積計画等に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/3(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格)を控除する。  【令和4年度改正】 市町村が策定する農用地利用集積計画が農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、対象を農用地利用集積等促進計画に基づく農用地等の取得とする。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,905,958	2,255,834	2,058,179
附 11 条	2		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から従前の家屋の価格を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	3		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	150,724,595	125,276,767	130,648,679
附 11 条	4		信託会社等が投資信託約款に従い取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	6,426
附 11 条	5		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその3/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	23,086,961	31,902,261	72,788,178
附 11 条	6		PFI法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	7		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内(特定都市再生緊急整備地域は1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内)において都道府県の条例で定める割合に相当する額を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	72,844,494	36,604,492 (注)	89,370,371

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 11 条	8		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,300万円を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	32,775,141	34,844,756	30,271,840
附 11 条	9		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	10		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格に施設の取得価額に対する貸付けを受けた額の割合(上限1/2)を乗じて得た額を価格から控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,609,432	441,131	1,109,494
附 11 条	11		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格から1,200万円を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	34,943,661	28,205,639	26,772,840
附 11 条	12		小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/2を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	423,234	0	40,034
附 11 条	13		中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/6を控除する。 【令和4年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	9,147	9,183	9,366
附 11 条	14		低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した低未利用土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 11 条	15		認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/6を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	4, 232	143, 751	132, 238
附 11 条	16		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得した土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	17		市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその1/5を控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)			0
附 11 条	18		(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した国鉄承継土地に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、価格からその2/3を控除する。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)			0
附 11 条の 2			住宅又は土地の取得に係る税率の特例措置	標準税率を3%とする。	R6. 3. 31	税額	81, 176, 813	75, 058, 543	79, 639, 366
附 11 条の 4	1 ~ 2		心身障害者を多数雇用する事業所が取得する施設に係る税額の特例措置	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	R5. 3. 31	税額	206	0	0
附 11 条の 4	3		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	150万円又は床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	R5. 3. 31	税額	18, 656	24, 849	17, 731
附 11 条の 4	4 ~ 5		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の新築時に第73条の14第1項により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	R5. 3. 31	税額	608, 601	785, 701	944, 363

(4) 不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 11 条の 4	6 ~ 7		宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地に係る税額の特例措置	2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し居住の用に供したときは、改修工事対象住宅の床面積の2倍(上限200㎡)に相当する土地の価格又は150万円のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を控除する。	R5. 3. 31	税額	237, 018	323, 747	501, 603
附 11 条の 5			宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R6. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7, 316, 187, 158	6, 888, 365, 958	7, 459, 184, 064
附 12 条			贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合に、徴収を猶予する。	なし	税額	22, 063	20, 106	18, 674

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(注) 修正報告を反映。

(5) ゴルフ場利用税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附	12条の	2	国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手に対する非課税措置	一定の国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税とする。	当分の間	税額		0	920

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。



(6) 軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 12 条の 2 の 7	1		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に対しては、免税証の交付があった場合等に限り、課税しない。	R6. 3. 31	税額	86, 567, 248	77, 621, 716	77, 798, 908
附 12 条の 2 の 7	5		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態安全確保法等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、課税しない。	R6. 3. 31	税額	0	0	0
附 12 条の 2 の 7	6		条約等に基づく免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約等に基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、課税しない。	R6. 3. 31	税額	28, 120	5, 361	99, 221

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(7) 自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 12 条の 2 の 10	1		過疎バスの取得に係る自動車税環境性能割の非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものとして都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合は、非課税とする。	R5. 3. 31	税額	0	1, 942	27
附 12 条の 2 の 10	2		自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車の税率を1%分軽減(1%→非課税)する。	R3. 12. 31	税額	932, 951	1, 765, 052	2, 887, 469
附 12 条の 2 の 10	3 ~ 4		クリーンディーゼル乗用車の取得に係る自動車税環境性能割の非課税措置	一定の環境性能を有するディーゼル乗用車を取得した場合には、非課税とする。	R4. 3. 31 R5. 3. 31	税額			18, 234, 034
附 12 条の 2 の 12	2		自動車税環境性能割の臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車の税率を1%分軽減(3→2%、2→1%)する。	R3. 12. 31	税額	21, 664, 015	41, 969, 344	26, 985, 501
附 12 条の 2 の 13	1 ~ 3		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	路線バス等のうち、 ・ノンステップバス(新車に限る。)について、取得価額から1,000万円を控除した額を課税標準とする。 ・リフト付きバス(新車に限る。)について、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあっては200万円、乗車定員が30人以上の空港アクセスバスにあっては800万円)を控除した額を課税標準とする。  ハイヤー・タクシー事業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシー(新車に限る。)について、取得価額から100万円を控除した額を課税標準とする。	R5. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)	6, 828, 467	5, 667, 964	4, 788, 305
附 12 条の 2 の 13	4 ~ 6		先進安全自動車(ASV)の取得に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置	車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置又は側方衝突警報装置を搭載した一定のバス等又はトラック(新車に限る。)について、取得価額から525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準とする。	R3. 10. 31 R5. 3. 31	課税標準 (自動車の取得価額)	87, 077, 798	168, 153, 612	102, 682, 397
附 12 条の 3	1		自動車税種別割のグリーン化特例(重課)	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車(附則第12条の4第3項の対象となるものを除く。)について、その翌年度以後の税率を概ね15%(バス及びトラックは概ね10%)重課する。	R5. 3. 31	税額	4, 523, 946	3, 996, 430	3, 840, 940
附 12 条の 3	2 ~ 6		自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)	一定の環境性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。	R5. 3. 31	税額	33, 419, 036	29, 555, 102	25, 378, 576
附 12 条の 4	3		自動車税種別割のグリーン化特例(重課)	新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた四輪の自家用乗用車について、その翌年度以後の税率を概ね15%重課する。	R5. 3. 31	税額	40, 426, 931	39, 682, 048	40, 147, 096

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調」、「自動車税(種別割)のグリーン化に関する調」を基に作成。

(8) 鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
180	2		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	税率を2/3に軽減する。	なし	税額	57,588	54,745	53,697

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

(9) 狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
700条の52	2	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	税率を1/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
700条の52	2	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附32条	1		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R6. 3. 31	税額	466, 813	489, 847	529, 546
附32条	2		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	課税免除とする。	R6. 3. 31	税額	46, 656	50, 763	51, 615
附32条の2			有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	税率を1/2に軽減する。	R6. 3. 31	税額	295, 540	291, 263	289, 442

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
349条の3	1		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 (立体交差化施設に係る橋りょう等の線路設備は、最初の5年度分 価格の1/6 その後 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	247,475,886	306,633,144	230,324,269
349条の3	2		一般ガス導管事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3  【令和4年度改正】 一般ガス導管事業者のうち、特別一般ガス導管事業者を対象から除外	なし	課税標準 (固定資産の価格)	543,658,401	502,575,442	491,632,939
349条の3	3		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	18,003,402	18,846,023	17,862,707
349条の3	4		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 外航船舶 価格の1/6 準外航船舶 価格の1/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	536,027,168	531,827,066	538,203,869
349条の3	5		内航船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	493,099,750	524,902,657	502,371,192
349条の3	6		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第5項の規定により課税標準とされる額の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	15,774,998	16,300,382	16,027,161
349条の3	7		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/5 (国際路線専用機は価格の1/10、国際路線準専用機は価格の2/15) とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	743,530,495	843,091,918	742,985,206
349条の3	8		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	最大離陸重量70トン未満の航空機の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (最大離陸重量30トン未満の小型航空機は、価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	17,638,874	18,394,814	16,294,071

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
349条の3	9		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	201,044,727	203,385,278	208,700,531
349条の3	10		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,022,792	12,590,562	11,559,236
349条の3	11		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,554,928	8,607,464	6,967,694
349条の3	12		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,415,177,053	1,328,137,275	992,345,611
349条の3	13		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/6とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	220,039,386	211,684,864	199,084,984
349条の3	14		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 (河川事業の施行により敷設された線路設備等は、 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	59,983,868	46,918,420	47,500,232
349条の3	15		(国研)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	7,459,109	8,010,286	9,571,145
349条の3	16		(国研)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	11,203,715	8,704,160	8,297,981

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
349条の3	17		(独)水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,933,323	6,789,587	14,057,355
349条の3	18		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/4とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	83,588,625	80,542,312	76,847,326
349条の3	19		(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,912,407	15,724,340	18,070,562
349条の3	20		(国研)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,879,719	1,532,868	1,123,285
349条の3	21		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3 (ほ場の用に供するものは1/6)とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,932,993	4,928,180	4,918,723
349条の3	22		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	114,620,013	114,140,446	112,258,664
349条の3	23		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	231,189,655	233,882,039	234,454,951
349条の3	24		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,447,391	6,766,190	2,132,928

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
349条の3	25		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,268,730	19,854,118	18,831,450
349条の3	26		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の4/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,203,956	1,624,384	1,071,665
349条の3	27		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	533,491	509,713	434,948
349条の3	28		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	1,056	1,056	994
349条の3	29		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	なし	課税標準 (固定資産の価格)	254,362	438,217	525,344
349条の3	30		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	62,674	64,112	66,816



(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
349条の3	31		(国研)日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,449,920	2,146,570	2,534,900
349条の3	32		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,698,367	2,354,847	33,309,671
349条の3	33		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	403,008	422,987	462,180
附15条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)倉庫事業者が取得した特定流通業務施設に該当する倉庫 5年度分 価格の1/2 (2)(1)の倉庫に附属する機械設備 5年度分 価格の3/4 (3)日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物の運送の用に供する設備 5年度分 価格の2/3 (小規模な総合効率化事業者は3/5)  【令和4年度改正】 ・倉庫及び附属機械設備の設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件を追加 ・貨物の運送の用に供する設備を対象から除外	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	58,860,142	52,080,413	58,999,430

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	2		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を次のとおりとする。</p> <p>(1)水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設 価格に次の割合を乗じて得た額                      (ア)大臣配分又は知事配分資産 1/2                      (イ)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>(2)ごみ処理施設 価格の1/2</p> <p>(3)一般廃棄物最終処分場 価格の2/3</p> <p>(4)産業廃棄物処理施設 価格の1/3 (石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設は1/2)</p> <p>(5)公共下水道の使用者が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額                      (ア)大臣配分又は知事配分資産 3/4                      (イ)その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>【令和4年度改正】</p> <p>(1)暫定排水基準が適用されている事業者が取得する施設に対象を限定</p> <p>(2)熱回収又は再生利用の用に供する施設に対象を限定</p> <p>(3)環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を対象から除外</p> <p>(4)新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに対象を限定した上で、特例率を以下の通りとする。                      (ア)大臣配分又は知事配分資産 4/5                      (イ)その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	401,789,160	377,096,464	368,607,591
附 15 条	3		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	<p>課税標準を次のとおりとする。</p> <p>(1)地方路線の就航時間割合が3分の2以上で最大離陸重量200トン未満の航空機                      5年度分 価格の2/5</p> <p>(2)特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上で、                      (ア)最大離陸重量30トン未満の航空機                      5年度分 価格の1/4                      (イ)最大離陸重量30トン以上50トン未満の航空機                      最初の1年度分 価格の3/8                      その後4年度分 価格の2/5</p> <p>(3)上記(1)、(2)のいずれにも該当しない航空機                      3年度分 価格の2/3</p>	R5年度	課税標準 (固定資産の価格)	162,706,499	179,743,194	179,392,505
附 15 条	4		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の5/6とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	12,835	6,954	6,954

## (10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	5		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の2/3とする。	R5年度	課税標準 (固定資産の価格)	81,773,734	88,530,864	87,964,980
附 15 条	6		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,019	57,929	38,558
附 15 条	7		JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の3/5とする。 【令和4年度改正】 ・既存更新車両から代替した車両のうち、既存更新車両の制御方式に比べて改良されていることと要件を満たすものを対象から除外 ・未更新車両から代替した車両を対象から除外 ・特例率を2/3とする	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	12,510,549	11,605,482	9,993,743
附 15 条	8		燃料電池自動車に水素を充填するための設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の3/4とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,867,446	1,563,053	3,131,728
附 15 条	9		国際船舶に係る課税標準の特例措置	課税標準を、第349条の3第4項の規定により課税標準とされる額の1/3(認定特定船舶導入計画に従って取得された特定船舶は1/6)とする。	R5年度	課税標準 (固定資産の価格)	55,850,972	54,666,654	53,837,718
附 15 条	10		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1/2とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	19,454,749	18,735,674	17,773,397
附 15 条	11		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	27,265,408	30,229,555	29,057,876
附 15 条	12		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,720,771	3,102,674	3,639,949

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	13		鉄道事業者等が取得等した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3 (小規模な鉄道事業者等は3/5) とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	84, 834, 392	88, 381, 625	89, 288, 328
附 15 条	14		総合効率化事業者が取得等した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3 (小規模な総合効率化事業者は3/5) とする。 【令和4年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	500, 666
附 15 条	15		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14, 453, 840	13, 886, 250	14, 851, 065
附 15 条	16		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 3/5 (2)その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合  (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、 5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4, 454, 964	4, 694, 034	5, 752, 825
附 15 条	17		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 974, 617	7, 134, 123	5, 812, 334
附 15 条	18		指定会社等が外資埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1/2 (旧公園からの承継資産は3/5) とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19, 284, 922	16, 942, 540	15, 891, 323
附 15 条	19		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/4とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2, 588, 430	2, 963, 938	2, 608, 554

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	20		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の2/3 (ガス製造設備は1/2) とする。  【令和4年度改正】 バイオ燃料製造設備のうち、木質固形燃料製造設備について、対象を中小事業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	525, 783	653, 486	170, 140
附 15 条	21		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R4年度	課税標準 (固定資産の価格)	880, 787	878, 803	763, 407
附 15 条	22		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1/2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9, 057, 200	5, 929, 417	9, 105, 847
附 15 条	23		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	24 ~ 25		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)指定避難施設 指定避難施設として指定された日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 2/3 (イ)その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)協定避難施設 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (ア)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (イ)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 199	0	6, 089, 492

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	26		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	12,989,980	18,936,810	29,633,969
附 15 条	27		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)太陽光 (1,000kW未満かつ政府の補助を受けたもので法律に基づく認定を受けたものを除く。)、風力 (20kW以上)、地熱 (1,000kW未満)、バイオマス (10,000kW以上20,000kW未満) は、3年度分、価格に次の割合を乗じて得た額 (ア) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (イ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2)太陽光 (1,000kW以上かつ政府の補助を受けたもので法律に基づく認定を受けたものを除く。)、風力 (20kW未満)、水力 (5,000kW以上) は、3年度分、価格に次の割合を乗じて得た額 (ア) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (イ) その他の資産 3/4を参酌して7/12以上11/12 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (3)水力 (5,000kW未満)、地熱 (1,000kW以上)、バイオマス (10,000kW未満) は、3年度分、価格に次の割合を乗じて得た額 (ア) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (イ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	277,539,783	122,414,166	161,337,718
附 15 条	28		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	20,875,581	18,190,798	12,231,776
附 15 条	29		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	1,135,428	1,825,034

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	30		地下街等の浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 2/3 (2)その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	11,863	5,378	426
附 15 条	31		南海トラフ地震防災対策推進地域等において耐震改良された港湾の護岸等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特別特定技術基準対象施設で、緊急確保航路等の区域に隣接する港湾に存するもの 1/2 (2)(1)以外の施設 5/6	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	32		防災上重要な道路等の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置	課税標準を4年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)道路の占用の禁止又は制限の指定が行なわれたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等 1/2 (2)緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等 3/4  【令和4年度改正】 適用対象に電気事業法の配電事業者を追加	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	9,581,822	13,366,117	14,262,083
附 15 条	33		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分）、価格の1/2とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	16,720,597	15,339,501	14,847,319
附 15 条	34		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	課税標準を、政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格に次の割合を乗じて得た額とする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/2 (2)その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	28,722,860	48,766,056	53,475,257
附 15 条	35		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4,140,152	20,536,831	20,500,257

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	36		電気通信事業者が取得した特定電気通信設備に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の3/4とする。 【令和4年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	37		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を、特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合は5年度分)、価格の2/3とする。 【令和4年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	38		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	39		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。 【令和4年度改正】 ・対象となる特定所有者不明土地に、損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地を追加 ・対象となる事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備事業、一定の再生可能エネルギー発電設備の整備事業及び配電事業の用に供する電気工作物の整備事業を追加 ・購買施設又は教養文化施設の用に供する土地等について、特例率を3/4とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	40		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	71,786
附 15 条	41		農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。 【令和4年度改正】 対象となる認定就農者を、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	17,856



(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	42		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	43		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。 【令和4年度改正】 対象となる償却資産に、電源設備、給排水設備、冷房設備及び暖房設備を追加	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	11,450
附 15 条	44		ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の1/2とする。 【令和4年度改正】 ・取得価額要件を3億円以下から2億円以下に引き下げ ・ローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに対象を限定	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	9,229
附 15 条	45		シェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格の3/4とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	46		雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 (1)大臣配分又は知事配分資産 1/3 (2)その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	1		J R等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる償却資産の課税標準について、国鉄改革前における旧市町村納付金の一定の特例措置（償却資産の区分に応じ、1/6～3/4）と同等の特例措置を講じる。 (1) J R各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 (2) (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ J R各社に 有償で貸し付けている鉄道施設の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	132,087,341	124,991,420	118,280,802
附 15 条の 2	2		J R北海道又は J R四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	249,882,869	267,787,620	272,221,667

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条 の 3			J R北海道、J R四国又はJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	96,356,758	96,026,503	94,174,006
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	3年度分(地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものは5年度分)、税額の1/2に相当する額を減額する。 【令和4年度改正】 都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建築された一定の住宅を対象から除外	R6. 3. 31	税額	102,045,955	104,077,257	98,641,788
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	5年度分(地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものは7年度分)、税額の1/2に相当する額を減額する。	R6. 3. 31	税額	31,096,548	32,374,378	31,685,292
附 15 条 の 8	1		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3(第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3(第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	R5. 3. 31	税額	597,049	636,359	617,999
附 15 条 の 8	2		サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	5年度分、税額の2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。	R5. 3. 31	税額	2,984,731	2,502,163	1,935,229
附 15 条 の 8	3		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R5. 3. 31	税額	3,557	10,644	10,936
附 15 条 の 8	4		高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置	次の割合に相当する額を減額する。 (1)一定の要件を満たす住宅 居住用の部分 5年度分 税額の2/3 非居住用の部分 5年度分 税額の1/3 (2)住宅以外の家屋 5年度分 税額の1/3	R6. 3. 31	税額	0	0	73

(10) 固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条の 9	1 ~ 3		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	改修工事完了時期に応じた次の年度分限り、税額の1/2に相当する額を減額する。 (1)H18. 1. 1からH21. 12. 31に改修した場合 3年度分 (2)H22. 1. 1からH24. 12. 31に改修した場合 2年度分 (3)H25. 1. 1からR4. 3. 31に改修した場合 1年度分(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分)	R6. 3. 31	税額	91,356	75,549	60,287
附 15 条の 9	4 ~ 8		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。	R6. 3. 31	税額	26,682	31,047	23,658
附 15 条の 9	9 ~ 12		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の1/3に相当する額を減額する。  【令和4年度改正】 ・対象となる住宅を、平成26年4月1日以前から所在する住宅とする。 ・工事費要件を、50万円超から60万円超に引き上げ	R6. 3. 31	税額	18,722	20,306	36,653
附 15 条の 9 の 2	1 ~ 3		耐震改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。 (一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、1年度分、税額の2/3、その後の1年度分、税額の1/2に相当する額を減額する。)	R6. 3. 31	税額	1,718	2,103	1,607
附 15 条の 9 の 2	4 ~ 7		省エネ改修が行われた長期優良住宅に係る税額の減額措置	1年度分、税額の2/3に相当する額を減額する。  【令和4年度改正】 ・対象となる住宅を、平成26年4月1日以前から所在する住宅とする。 ・工事費要件を、50万円超から60万円超に引き上げ	R6. 3. 31	税額	2,605	1,117	2,347
附 15 条の 10			耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	2年度分、税額の1/2に相当する額(耐震改修費用の1/40まで)を減額する。	R5. 3. 31	税額	169,292	135,040	69,578
附 15 条の 11			バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1/3に相当する額(耐震改修費用の1/60まで)を減額する。	R6. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。  
 ※ 適用期限については、例えば「R5. 3. 31」となっているものは、令和5年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R5年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和5年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。  
 ※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

(11) 軽自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 29 条の 8 の 2			軽自動車税環境性能割の 臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車の税率を1%分軽減 (1%→非課税) する。	R3. 12. 31	税額	1, 113, 640	3, 834, 206	2, 937, 870
附 29 条の 18	3		軽自動車税環境性能割の 臨時的な税率軽減措置	自家用乗用車の税率を1%分軽減 (2→1%) する。	R3. 12. 31	税額	801, 824	3, 586, 966	2, 591, 981
附 30 条	1		軽自動車税種別割の経年 車重課	初回車両番号指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、その翌年度以後の税率を概ね20%重課する。	当分の間	税額	29, 575, 457	31, 041, 408	32, 200, 794
附 30 条	2 ~ 8		軽自動車税種別割のグ リーン化特例 (軽課)	一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定の翌年度の税率を概ね75%、50%又は25%軽減する。	R5. 3. 31	税額	3, 422, 714	3, 233, 498	2, 550, 487

※ 「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る適用状況に関する調」、「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

## (12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
701条の41	1	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	4,410,951 [2,646,571千円]	4,372,184 [2,623,310千円]	4,344,097 [2,606,458千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	393,907,650	389,325,021	386,158,444
701条の41	1	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	100,244 [60,146千円]	99,284 [59,570千円]	44,662 [26,797千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	286,967	264,699	251,641
701条の41	1	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	489,280 [293,568千円]	479,223 [287,534千円]	469,126 [281,476千円]
701条の41	1	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,634,599 [980,759千円]	1,665,055 [999,033千円]	1,709,250 [1,025,550千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	10,292,914	10,489,031	10,411,053
701条の41	1	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	5,699 [3,419千円]	5,700 [3,420千円]	6,081 [3,649千円]
701条の41	1	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	10,819 [6,491千円]	7,907 [4,744千円]	7,633 [4,580千円]
701条の41	1	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	788,144 [472,886千円]	781,533 [468,920千円]	788,350 [473,010千円]

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
701条の41	1	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	525,000 [315,000千円]	521,872 [313,123千円]	548,431 [329,059千円]
701条の41	1	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	8,596,716 [5,158,030千円]	8,841,588 [5,304,953千円]	9,384,408 [5,630,645千円]
701条の41	1	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	53,551 [32,131千円]	57,472 [34,483千円]	48,257 [28,954千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	194,154	330,174	330,696
701条の41	1	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,237,370 [4,342,422千円]	7,087,427 [4,252,456千円]	8,177,064 [4,906,238千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	9,193,988	9,279,586	10,189,233
701条の41	1	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ一貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	24,455 [14,673千円]	14,186 [8,512千円]	14,630 [8,778千円]
701条の41	1	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	327,079 [196,247千円]	338,941 [203,365千円]	310,711 [186,427千円]
701条の41	1	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	20,782,437 [12,469,462千円]	21,987,309 [13,192,385千円]	24,299,315 [14,579,589千円]

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
701条の41	1	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	461,069 [276,641千円]	455,764 [273,458千円]	459,216 [275,530千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	116,074,094	109,108,860	81,151,190
701条の41	1	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	409,166 [245,500千円]	421,600 [252,960千円]	430,335 [258,201千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	74,539,912	71,446,795	63,948,188
701条の41	1	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	899,648 [539,789千円]	943,896 [566,338千円]	905,116 [543,070千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	8,029,613	8,043,039	8,660,086
701条の41	1	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその3/4を、従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,104,853 [662,912千円]	1,153,298 [691,979千円]	1,274,895 [764,937千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	1,822,405	1,620,913	1,860,968
701条の41	1	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその1/2をそれぞれ控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	21 [13千円]	21 [13千円]	21 [13千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	0	0	0
701条の41	2		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/2を控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	35,931 [21,559千円]	36,458 [21,875千円]	38,301 [22,981千円]
附33条	1		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0

(12) 事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 33 条	2		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	7,561 [4,537千円]	804 [482千円]	804 [482千円]
附 33 条	3		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	4		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、新設の日から5年間に限り、事業所床面積からその1/2を控除する。	R7. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	1,918 [1,151千円]	1,817 [1,090千円]	1,817 [1,090千円]
附 33 条	5		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積からその1/4を控除する。	R5. 3. 31 (法人) R4年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	117,271 [70,363千円]	122,071 [73,243千円]	122,898 [73,739千円]
附 33 条	6		企業主導型保育事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	課税標準の算定について、事業所床面積及び従業者給与総額からその3/4をそれぞれ控除する。	R5. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	28,052 [16,831千円]	36,904 [22,142千円]	40,431 [24,259千円]
						課税標準 (従業者給与総額 (千円))	946,497	1,407,974	1,600,945

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[ ]内の数値は、課税標準 (事業所床面積 (㎡)) に600円/㎡の税率を乗じたものである。



## (13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
702条	2		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	86,656,749	87,266,388	89,244,261
702条	2		(国研)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,566,044	3,360,640	2,859,919
702条	2		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,262,808	7,247,718	5,952,915
702条	2		(国研)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3 (ほ場の用に供するものは1/6)とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,838,761	4,838,761	4,834,180
702条	2		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	33,841,209	33,777,314	34,523,519
702条	2		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	191,154,097	223,786,048	224,216,341
702条	2		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,317,069	2,317,069	2,314,036
702条	2		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	377,393	362,859	331,541
702条	2		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
702条	2		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	74,946	202,213	180,871
702条	2		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	37,068	37,068	37,056
702条	2		(国研)量子科学技術研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
702条	2		世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/3とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	250,414	249,060	246,863
附 15条	1		総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき新増設した倉庫に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。  【令和4年度改正】 倉庫の設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件を追加	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	35,451,058	27,945,948	35,241,813
附 15条	10		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	課税標準を20年度分、価格の1/2とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4,228,503	4,144,855	4,126,867
附 15条	15		PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3,560,322	3,288,075	3,585,046

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	16		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格に3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したものは、価格に1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額) とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,084,720	2,143,419	1,819,399
附 15 条	17		鉄道事業者等が速達性向上事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	4,458	4,458	204,863
附 15 条	18		指定会社等が外貨埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の1/2 (旧公園からの承継資産は3/5) とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,220,983	12,985,125	12,338,981
附 15 条	19		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/4とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	10,404	10,404	0
附 15 条	21		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R4年度	課税標準 (固定資産の価格)	880,787	878,803	763,407
附 15 条	22		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、国際戦略港湾において取得されたものは価格の1/2、特定国際拠点港湾において取得されたものは価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	285,750	285,750	5,687,642
附 15 条	26		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した家屋に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	781,622	875,339	761,452

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	29		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を10年度分、価格の2/3とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	4, 116	4, 116
附 15 条	33		農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分(農地中間管理権の存続期間が15年以上のものは5年度分)、価格の1/2とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	34, 790	32, 190	38, 631
附 15 条	34		企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置	課税標準を、政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	10, 363, 389	13, 434, 624	16, 426, 476
附 15 条	35		緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 854, 112	20, 545, 047	20, 500, 565
附 15 条	37		立地誘導促進施設協定に定められた一定の立地誘導促進施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を、特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分(当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上である場合は5年度分)、価格の2/3とする。  【令和4年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	38		福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/3とする。	R7. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

(13) 都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4. 3. 31現在)	適用期限 (R4. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					令和元年度	令和2年度	令和3年度
附 15 条	39		特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の2/3とする。  【令和4年度改正】 ・対象となる特定所有者不明土地に、損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地を追加 ・対象となる事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の整備事業、一定の再生可能エネルギー発電設備の整備事業及び配電事業の用に供する電気工作物の整備事業を追加 ・購買施設又は教養文化施設の用に供する土地等について、特例率を3/4とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	42		浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	課税標準を3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。	R5. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	43		一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設に係る課税標準の特例措置	課税標準を5年度分、価格の1/2とする。	R6. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	2, 217
附 15 条の 2	2		J R北海道又はJ R四国が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の1/2とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	31, 682, 587	31, 827, 914	31, 402, 058
附 15 条の 3			J R北海道、J R四国又はJ R貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	課税標準を価格の3/5とする。	R8年度	課税標準 (固定資産の価格)	66, 852, 447	66, 827, 871	66, 029, 761
附 15 条の 11			バリアフリー改修が行われた主として実演芸術の公演の用に供する施設である劇場、音楽堂等に係る減額措置	2年度分、税額の1/3に相当する額(耐震改修費用の1/60まで)を減額する。	R6. 3. 31	税額	0	0	0

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「R5. 3. 31」となっているものは、令和5年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「R5年度」となっているものは、対象となる固定資産の令和5年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

※ 適用総額については、改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。

## 2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税又は特別法人事業税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

## (1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
中小企業者等の法人税率の特例	20,224,323	12,682,963	11,899,630	1,699,947	-	10,199,683	11,899,630	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3,645,530	1,672,997	1,784,739	254,963	-	1,529,776	1,784,739	-	
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除(試験研究費の総額に係る税額控除)	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	3,578,508	1,638,150	1,745,846	249,407	-	1,496,439	1,745,846	-	(イ)
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	45,326	34,847	38,893	5,556	-	33,337	38,893	-	(イ)
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	105,264	88,475	43,417	1,624	15,389	9,744	26,757	16,660	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	44	577	422	60	-	362	422	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	27,219,269	20,965,992	20,010,826	446,199	12,326,593	2,677,195	15,449,987	4,560,839	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,335,760	1,311,350	1,296,462	185,209	-	1,111,253	1,296,462	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	6,849	86	1,944	278	-	1,666	1,944	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	28,507	18,896	18,145	2,592	-	15,553	18,145	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	12,715	17,406	10,300	249	6,010	1,494	7,753	2,547	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	42,843	10,920	2,918	417	-	2,501	2,918	-	

(1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	95,920	2,474	4,360	97	2,686	583	3,366	994	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	27,481	12,814	11,905	1,701	-	10,204	11,905	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	320	9,910	2,480	55	1,528	332	1,915	565	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	13,138	2,292	1,226	175	-	1,051	1,226	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	17,347	50,028	9,527	1,361	-	8,166	9,527	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	11,700	0	13,157	466	5,116	2,796	8,378	4,779	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域 <sup>けん</sup> 経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	1,663,627	2,209,926	2,388,935	55,215	1,437,867	331,290	1,824,372	564,563	
地域 <sup>けん</sup> 経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	87,692	79,131	99,722	14,246	-	85,476	99,722	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	57,401	40,287	16,044	358	9,883	2,146	12,387	3,657	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	3,492	10,525	3,772	539	-	3,233	3,772	-	(イ)



## (1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	1,625	627	212	30	-	182	212	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	916,213	505,804	143,661	3,203	88,495	19,220	110,918	32,743	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	217,655	91,363	46,558	6,651	-	39,907	46,558	-	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	66,541,477	49,865,207	50,514,140	1,126,359	31,116,517	6,758,153	39,001,029	11,513,111	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	1,784,295	771,983	796,899	113,842	-	683,057	796,899	-	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)	17,113,855	8,181,617	11,833,864	1,690,552	0	10,143,312	11,833,864	0	(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却		168	0	0	0	0	0	0	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除		0	0	0	-	0	0	-	(イ)
事業適応設備を取得した場合等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	

(1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除			28,267	1,074	9,732	6,443	17,249	11,018	(イ)
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除			22,847	879	7,671	5,275	13,825	9,022	(イ)
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除			0	0	0	0	0	0	(イ)
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			5,420	194	2,060	1,168	3,422	1,998	(イ)
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	22,499	16,549	1,498	33	923	200	1,156	342	
特定船舶の特別償却	4,081,501	5,077,050	6,486,125	149,001	3,919,700	894,002	4,962,703	1,523,422	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	20,343	0	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却	14,130	11,313	23,310	681	11,554	4,091	16,326	6,984	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	2,835	0	0	0	0	0	0	0	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	845	11,294	3,584	80	2,208	479	2,767	817	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における工業用機械等の特別償却	149,498	104,608	99,039	3,095	45,667	18,566	67,328	31,711	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	106,288	57,360	49,764	1,651	21,295	9,900	32,846	16,918	

## (1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
(2) ① 過疎地域における産業振興機械等の割増償却			9,861	295	4,773	1,770	6,838	3,023	
② 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	38,894	42,791	35,058	1,040	17,121	6,241	24,402	10,656	
③ 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	3,599	4,099	4,098	99	2,391	595	3,085	1,013	
④ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	717	358	258	10	87	60	157	101	
⑤ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	29,420	2,398	1,921	43	1,183	257	1,483	438	
医療用機器等の特別償却	176,704	175,682	247,459	5,767	148,112	34,604	188,483	58,976	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	3,443	3,575	4,999	124	2,851	748	3,723	1,276	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	50	3,656	245	5	151	33	189	56	
特定都市再生建築物の割増償却	414,151	240,433	212,897	8,178	71,739	49,068	128,985	83,912	
倉庫用建物等の割増償却	12,865	16,108	19,390	623	8,645	3,738	13,006	6,384	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	4,884,143	4,518,224	3,977,359	89,095	2,442,973	534,568	3,066,636	910,723	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	1,116,800	232,492	390,215	8,716	240,117	52,294	301,127	89,088	

(1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
海外投資等損失準備金	198,132	19,882	0	0	-	0	0	-	(才)
中小企業事業再編投資損失準備金			221,730	4,944	136,585	29,665	171,194	50,536	
特定災害防止準備金	364,240	305,189	190,348	4,369	115,093	26,215	145,677	44,671	
原子力発電施設解体準備金	1,265,045	584,828	198,954	7,669	66,583	46,013	120,265	78,689	
特定原子力施設炉心等除去準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
保険会社等の異常危険準備金	14,982,146	12,616,164	7,150,248	275,537	2,394,218	1,653,219	4,322,974	2,827,274	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	3,597,556	9,168,924	10,960,459	422,476	3,668,099	2,534,857	6,625,432	4,335,027	
関西国際空港用地整備準備金	957,150	803,693	848,263	32,697	283,885	196,180	512,762	335,501	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	641,670	590,831	563,955	14,656	311,370	87,933	413,959	149,996	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3,137,263	1,201,630	1,088,309	37,616	439,255	225,696	702,567	385,742	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	360,807	185,413	184,031	7,087	61,709	42,520	111,316	72,715	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	1,881,855	606,743	601,195	28,348	111,877	170,090	310,315	290,880	(工)

## (1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	2,413	251	313	7	193	42	242	71	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	21,554	14,182	4,515	174	1,511	1,044	2,729	1,786	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	3,950	2,904	11,001	245	6,777	1,472	8,494	2,507	
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	0	0	434	10	267	58	335	99	
農業経営基盤強化準備金	2,522,090	2,322,128	2,365,161	52,738	1,456,930	316,429	1,826,097	539,064	
農用地等を取得した場合の課税の特例	2,066,029	1,802,783	1,774,586	39,570	1,093,138	237,417	1,370,125	404,461	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	13,010,524	13,766,002	11,012,220	314,117	5,596,212	1,884,707	7,795,036	3,217,184	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	7,951,439	15,162,245	3,416,212	95,373	1,771,933	572,243	2,439,549	976,663	
収用換地等の場合の所得の特別控除	3,890,235	3,356,842	3,181,726	74,232	1,903,031	445,392	2,422,655	759,071	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	29,682	22,752	23,193	517	14,278	3,106	17,901	5,292	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	75,080	44,846	44,260	1,056	26,064	6,338	33,458	10,802	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	4,431	4,099	2,862	64	1,763	383	2,210	652	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	67,371	25,423	37,852	863	22,979	5,181	29,023	8,829	



## (1) 単体法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	1,385,914	325,658	25,673	989	8,612	5,931	15,532	10,141	
技術研究組合の所得の計算の特例	782,489	151,009	63,324	1,412	39,007	8,472	48,891	14,433	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	27,758,659	27,179,481	30,435,656	698,228	18,409,261	4,189,370	23,296,859	7,138,797	
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例			0	0	0	0	0	0	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	44,281	33,849	33,284	742	20,503	4,453	25,698	7,586	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	543,541	603,451	606,871	16,194	327,741	97,162	441,097	165,774	
認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例			109,025	4,202	36,487	25,215	65,904	43,121	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例		188,499	429,328	16,360	146,943	98,162	261,465	167,863	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	13,828	6,858	6,118	874	-	5,244	6,118	-	(才)
特定の医療法人の法人税率の特例	196,669	119,080	118,841	16,978	-	101,863	118,841	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	4,473,032	3,382,970	3,761,687	83,878	2,317,185	503,266	2,904,329	857,358	
転廃業助成金等に係る課税の特例	1,420	121	4,768	106	2,937	638	3,681	1,087	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	25,837,672	24,376,855	24,977,705	556,950	15,386,171	3,341,701	19,284,822	5,692,883	





## (2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	16,367	9,834	9,550	1,364	-	8,186	9,550	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	134,007	45,457	46,327	6,618	-	39,709	46,327	-	
(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除(試験研究費の総額に係る税額控除)	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
(2) 中小企業技術基盤強化税制	127,291	43,924	43,590	6,227	-	37,363	43,590	-	(イ)
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	6,713	1,533	2,737	391	-	2,346	2,737	-	(イ)
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	1,497	913	255	10	85	59	154	101	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	462,095	157,706	115,129	2,567	70,919	15,403	88,889	26,240	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	30,460	6,162	4,651	665	-	3,986	4,651	-	
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	41,388	27,170	18,687	2,670	-	16,017	18,687	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	0	4,212	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	

(2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税・地方法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	202	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	2,136	4,783	683	-	4,100	4,783	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
地域経済 <sup>けん</sup> 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	67,411	110,536	277,324	7,480	148,397	44,876	200,753	76,571	
地域経済 <sup>けん</sup> 牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	16,861	18,300	2,614	-	15,686	18,300	-	(イ)
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	80	0	21,267	474	13,101	2,845	16,420	4,847	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	1,739	248	-	1,491	1,739	-	(イ)

## (2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	310	0	0	0	-	0	0	-	(イ)
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	(ア)
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	5,302	10,486	19,727	440	12,152	2,639	15,231	4,496	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	108	133	13	2	-	11	13	-	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	772,705	255,075	312,064	6,958	192,231	41,750	240,939	71,125	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	9,825	7,029	8,069	1,153	-	6,916	8,069	-	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)	505,455	167,800	202,417	28,916	0	173,501	202,417	0	(イ)
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除		0	0	0	-	0	0	-	(イ)
事業適応設備を取得した場合等の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却			0	0	0	0	0	0	

(2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除			710	27	238	164	429	281	(イ)
(1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除			552	21	185	128	334	218	(イ)
(2) 事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除			0	0	0	0	0	0	(イ)
(3) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除			156	6	52	36	94	62	(イ)
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	9,103	7,474	0	0	0	0	0	0	
特定船舶の特別償却	0	0	115,086	2,566	70,893	15,397	88,856	26,230	
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
被災代替資産等の特別償却	2,311	0	0	0	0	0	0	0	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	2,197	1,236	287	11	96	66	173	114	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	94	0	0	0	0	0	0	0	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	(ウ)
特定地域における工業用機械等の特別償却	152,864	48,738	21,639	834	7,242	5,004	13,080	8,559	
(1) 過疎地域における工業用機械等の特別償却	142,827	39,452	11,432	441	3,826	2,644	6,911	4,521	

## (2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
(2) ① 過疎地域における産業振興機械等の割増償却			0	0	0	0	0	0	
② 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	10,037	9,286	10,207	393	3,416	2,360	6,169	4,038	
③ 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤ 振興山村における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	4,403	699	501	19	168	116	303	198	
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	411	233	222	9	74	51	134	88	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	0	0	5,949	229	1,991	1,376	3,596	2,353	
特定都市再生建築物の割増償却	31	0	0	0	0	0	0	0	
倉庫用建物等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	12,619	29,657	37,863	1,312	15,232	7,869	24,413	13,450	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	42,040	85,729	80,403	3,099	26,908	18,595	48,602	31,801	

(2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
海外投資等損失準備金	0	3,657	137,608	19,658	-	117,950	137,608	-	(才)
中小企業事業再編投資損失準備金	112	2,427	71,792	1,601	44,223	9,605	55,429	16,363	
特定災害防止準備金	43,366	6,768	4,511	168	1,610	1,009	2,787	1,724	
原子力発電施設解体準備金	4,420,193	4,214,779	4,663,704	179,765	1,560,786	1,078,588	2,819,139	1,844,565	
特定原子力施設炉心等除去準備金	452,501	10,391,091	0	0	0	0	0	0	
保険会社等の異常危険準備金	669	6,325	5,364,329	206,771	1,795,261	1,240,624	3,242,656	2,121,673	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	128,695	4,961	43,070	29,764	77,795	50,900	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金	313,897	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	23,479	28,625	35,871	1,258	14,163	7,548	22,969	12,902	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	8,678	262,839	270,186	10,414	90,422	62,487	163,323	106,863	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	0	109,567	145,404	5,605	48,662	33,628	87,895	57,509	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	696,508	0	2,899,207	136,707	539,517	820,239	1,496,463	1,402,744	(工)

## (2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	750,085	1,298,152	2,360,030	79,229	993,087	475,377	1,547,693	812,337	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	8,191,497	3,988,490	2,247,841	81,081	848,588	486,492	1,416,161	831,680	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	100,610	83,780	61,559	1,949	27,936	11,696	41,581	19,978	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	2,967	1,591	0	0	0	0	0	0	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	1,992	135	1,482	45	717	265	1,027	455	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	590	0	0	0	0	0	0	0	





## (2) 連結法人

(単位:千円)

措置名	令和元年度	令和2年度	令和3年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (特別法人事業税・地方 法人特別税を含む額)	合計 (特別法人事業税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		特別法人事業税
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	114,682	125,504	0	0	0	0	0	0	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	1,316,513	1,152,572	1,134,225	31,278	595,008	187,669	813,955	320,270	
連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例			0	0	0	0	0	0	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	88,695	221,421	215,764	8,275	72,933	49,649	130,857	84,907	
認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例			2,809,006	108,275	940,081	649,647	1,698,003	1,111,003	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例		174,513	110,473	4,037	40,788	24,227	69,052	41,421	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	(才)
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	63	113	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	256,140	85,505	290,573	11,164	97,866	66,986	176,016	114,557	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	56,044	54,429	1,230,847	47,443	411,936	284,656	744,035	486,812	

- ※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)
- ※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)
- ※3 特別法人事業税への影響額は次のとおりに算出した。：特別法人事業税(事業税×特別法人事業税率)
- ※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。
- ※5 税率は、次のとおり。
  - ・住民税率：道府県民税(1.0%)  
市町村民税(6.0%)
  - ・法人税率：23.2%
  - ・事業税率：非外形(7.0%)
  - ・事業税率：外形(2.2%【うち1.2%は単年度損益分】)
  - ・特別法人事業税率：非外形(37.0%)
  - ・特別法人事業税率：外形(260.0%)
- ※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、令和3年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。
- ※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。
- ※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない又は僅少であるものを表している。
- ※9 「令和元年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第204回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。
- ※10 「令和2年度・合計(特別法人事業税・地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第208回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「特別法人事業税・地方法人特別税」を合計したものである。
- ※11 備考欄の記号は、次のとおり。
  - (ア) 地方税の計算において適用対象外
  - (イ) 中小企業者等にのみ適用
  - (ウ) 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形として計算
  - (エ) 単年度損益の計算において適用対象外
  - (オ) 事業税の所得計算において適用対象外